

令和2年度 工事検査における主な指摘事項

I. 土木工事

P 2

1. 施工管理に関すること
2. 出来形管理に関すること
3. 品質管理に関すること
4. 各種工事に関すること

II. 建築工事

P 8

1. 一般共通事項に関すること
2. 各種工事に関すること

III. 機械設備工事

P 1 4

1. 一般共通事項に関すること
2. 各種工事に関すること

IV. 電気設備工事

P 1 9

1. 一般共通事項に関すること
2. 各種工事に関すること

I. 土木工事

1. 施工管理に関すること

(1) コリンズへの登録

○コリンズの登録を期限内にしていない。また登録後、「登録内容確認書」の写しを期限内に監督職員に提出していない。

(2) 施工計画書

○福岡県の「土木工事施工管理の手引き」の品質管理基準に準じて作成する品質管理計画がない。

○施工計画書の「施工方法」に、主要な工種を記載していない。

○施工計画書の「施工管理計画」に、「出来形管理計画表」、「品質管理計画表」がない。

○事故発生時の連絡系統図は作成しているものの、下水道・水道・ガス等の関連機関の記載不足が見られる。

○出来形管理計画表に、管理方法や、測定基準・箇所を記載していない。

(3) 施工体制

○下請契約報告書を、下請負人契約後10日以内に提出していない。

○下請負人が工事を再下請負した際に必要な、元請に提出する再下請負通知書や、請負契約書の写しを揃えて提出していない。

○施工体系図が、各下請業者の施工分担の関係が分かるような体系図となっていない。

○工事現場に掲示が必要な標識類に一部不足がある。

(全ての工事において)

建設業の許可票、労災保険関係成立票、施工体系図、建設業退職金共済制度適用事業主の工事現場標識、緊急時連絡表

○緊急時連絡表と同時に、最寄りの病院までの経路図を掲示していない。

(4) 建設廃棄物

○建設廃棄物処理計画書に、産業廃棄物処理業許可書の写しを添付していない。

○ガードレール撤去工事に伴って発生した金属等「有価物」のスクラップ引取りが分かる「受け票」の写しを提出していない。

(5) 安全管理

- 現場代理人が主任技術者を兼任しているのに、2段書きの兼務腕章をしていない。
- 契約図書に明示した「安全訓練等の活動報告書」を、期限内に提出していない。
- バックホウによる吊り込みの際に必要なクレーン機能付を証明できる写真を撮っていない。

(6) 着工前測量・成果簿

- 水準点及び仮BMの管理に必要な背景を入れた全景写真、アップ写真を撮っていない。
- 測量標及び仮BMの管理写真を、アップ写真と、設置位置が分かるように背景も入れて撮っていない。

(7) 各種書類

- 契約図書に明示した下請契約にあたって必要な暴力団排除条例に基づいた「誓約書（下請負人用）」を提出していない。
- 工事期間中に、契約図書に明示した第三者賠償責任保険の適用が失効している。
- 契約図書に明示した法定外保険の加入が確認できる資料を提出していない。
- 契約図書に明示した社内検査の報告に、合格書と数量対比表を揃えて提出していない。
- 工事着手前に行う基本測量や調査項目の実施・確認成果を報告しないまま、監督職員の承諾なしで着手している。

2. 出来形管理に関すること

(1) 出来形管理表（管理図含む）の充実度

- 出来形管理全項目の結果を一覧表示した「出来形管理総括表」を作成していない。
- 出来形管理総括表に記載した一部の工種において、福岡県の「土木工事施工管理の手引き」の規格値と整合していない。
- 出来形管理資料の出来形管理図表を作成していない。
- 出来形管理図表に記載した実測値に誤記が見られる。

(2) 出来形管理写真の充実度

- 出来形管理資料の出来形管理図表に記載した実測値が、出来形管理写真と整合していない。
- 検査時には確認できない不可視部の管理写真を撮っていない。
- 出来形が確認でき、またスケールが判読できる写真を撮っていない。

(3) 出来形測定への配慮

- アスファルト舗装工の出来形展開図に、出来形・品質管理コアの採取位置を記入していない。
- アスファルト舗装工の出来形展開図に、測点を記入していない。
- 区画線工の出来形展開図に、テストピースの採取位置、刻印の位置を記入していない。

3. 品質管理に関すること

(1) 品質管理

○品質管理計画により、試験又は測定を行った結果を一覧表にした「品質管理総括表」を作成していない。

(2) 品質管理写真

○使用材料の検収・確認において、承認を受けた材料と同じものを搬入したことが確認できる写真を撮っていない。

○傾斜勾配 1 : 4 以上の原地盤に盛土をする際に施工が必要な段切りの施工状況が分かる写真を撮っていない。

(3) 材料承認願

○材料承認願の添付資料に、受注者名（宛名）、日付等の記入が漏れている。また、使用する規格等が分かるカタログを添付していない。

○石材・骨材等の新材の使用承認にあたって必要な「岩石採取計画認可書の写し」を添付していない。

(4) 各種試験成績

○材料承認を受けた碎石の試験成績書の最大乾燥密度が、施工後に提出された成績試験表の最大乾燥密度と整合していない。

○生コンクリートの現場着時の品質管理項目のスランプ試験・空気量測定を実施していない。

4. 各種工事に関すること

(1) 構造物取壊工

- 舗装取壊工において、アスファルト殻積込みの際、バックホウのバケットサイズを超えた危険な大きさの状況で積込みしている。
- 産業廃棄物の適切な処理状況（代表車番による積込み～処分）が確認できる写真を撮っていない。

(2) 現場打コンクリート構造物

- 鉄筋工において、配筋のピッチ、継ぎ手及び重ね、径等について、施工状況を確認できる写真を撮っていない。
- 型枠組立完了時において、底面と側面について、スペーサーの数、かぶり厚さを確認できる写真を撮っていない。
- コンクリート打込の際、ホッパーの吐出口と打込み面の高さが、標準の1.5mを超えている。
- コンクリート打込み後のバイブレーターの施工状況を確認できる写真を撮っていない。
- 現場打ちコンクリート構造物の施工において、養生用マット等を用いた養生状況写真を撮っていない。

(3) ブロック積

- 水抜き管に、吸出し防止処理をしている写真を撮っていない。

(4) コンクリート二次製品

- 集水樹の砕石基礎工の施工状況が分かる写真を撮っていない。
- ボルト連結タイプの二次製品の擁壁、側溝等で、埋戻し前の施工状況（ボルト固定、切欠穴の高品質モルタル充填）が分かる写真を撮っていない。

(5) 舗装工

- 粒度調整路盤工の現場密度試験を行っていない。
- 下層路盤工の品質管理確認試験のプルーフローリング試験を実施していない。
- 交通開放時の舗装表面温度が分かる写真を撮っていない。
- アスファルト品質・出来形管理コアの採取位置が確認できる写真、またコアせん断模様が分かるアップ写真を撮っていない。
- アスファルト乳剤の散布において、適正な使用量をもって均一に散布している状況写真を撮っていない。

- ニート工法の樹脂系すべり止め舗装工において、使用した材料の数量計測が確認できる空袋・空缶写真を撮っていない。
- 区画線工（溶融式）に使用した材料の数量計測が確認できる空袋・空缶写真を撮っていない。
- 区画線工の施工確認写真で、塗料の溶融状況及び加熱温度が確認できる写真を撮っていない。
- 区画線工の出来形管理項目（厚さ・幅）を、福岡県の「土木工事施工管理の手引き」の出来形管理基準の各線種毎に基づいて管理していない。

(6) 路床改良工（Fe石灰処理等）

- Fe石灰工処理土の1層あたりの施工厚が確認できる写真を撮っていない。
- Fe石灰工法の品質管理の項目にあるFe石灰単体の「使用数量伝票」を提出していない。

(7) 道路安全施設・道路附属施設

- 道路反射鏡及び視線誘導標（土中建込用）の施工において、回転防止棒（鋼棒）の取付状況が分かる写真を撮っていない。

(8) 下水道工事

- 建込工法によるアルミ矢板の根入長0.2m以上を確認できる写真を撮っていない。

(9) 薬液注入工

- 施工計画書を作成し提出しているが、薬液注入工事の計画変更に伴う「薬液注入工事管理連絡会」の確認項目（注入工事の計画、注入材料、注入工事の施工等）を同時に変更していない。
- 注入量の確認に必要なゲルタイム（硬化時間）の測定結果が確認できない。
- 注入効果の確認に、注入の到達範囲を確認するために、フェノールフタレインによる試験を行っているが、着色の度合いが分かりづらい。

II. 建築工事

1. 一般共通事項に関すること

(1) 施工計画書

- 工事着手前に提出されていない。(提出の遅延)
- 一般的な内容で現場状況に即した計画となっていない。
- 品質管理計画の記載がない。または、品質管理計画が具体的に記載されていない。
- 品質管理の手法である自主チェックシート等による計画がない。または、実施した記録がない。
(状況写真だけを撮影しても、具体的な段階確認内容の記録がなければ品質が確認できない場合もあるため、適正にチェックがなされた記録が重要となる。)

(2) 施工体制台帳

- 新規入場者教育等に記載された下請業者が施工体制台帳に掲載されていない。
- 外国人就労者の欄が改訂される前の様式で作成されている、最新版を使用していない。
- 下請業者の外国人就労者の在留カード等の書類(作業員一覧表含む)の添付がない。
- 下請契約(注文・請書)に契約約款が添付されていない。

(3) 施工体系図

- 二次以下の下請業者に漏れがある。
- 新規入場者教育等に記載された下請業者が施工体系図には記載がない。

(4) 工事实績情報の登録(CORINS)

- 規定日の10日以内(土曜日・日曜日・祝祭日含まず)に登録がされていない。
- 主任技術者、現場代理人の変更登録がされていない。

(5) 地場企業の活用

- 総合評価入札の要件である地場企業の活用実績が市様式(計算書)で提出されていない。

(6) 濃度測定

- VOC検査報告書が提出されていない。

(7) 産業廃棄物処理

- 種別ごとのマニフェストが、集計表による最終確認及び整理がされていない。
- マニフェストにサイン、確認日が記入されていない。
- 産業廃棄物収集運搬業許可証や処分業許可証の有効期限が切れている。
- 上記の場合で、更新手続き中であることを証明する書類が不足している。
- 処分先を変更しているが産業廃棄物処理計画書(変更)を提出していない。
- 排出事業者(元請)が運搬しているが、それを証明する運転手の写真及び書類がない。
- 積み下ろし時の状況写真が不足している。(運搬車両のナンバー及び許可ナンバーステッカー、積み下ろしの完了状況の写真がない。)

○運搬車両登録証明が産業廃棄物処理計画書に添付されていない。

(8) 日報・記録関係

○工事日報の様式が不十分である。(日報の様式に天候・温度・湿度及び主要資材等の搬入記録、主な活動記録などを記載する項目がないため、日常的に適正な施工管理が実施されているかの確認ができない。)

○新規入場者教育時に使用した教育研修資料の添付がなく、取組み内容が不明確である。

○各安全に関する活動記録書類や状況写真がない。

○交通誘導員の配置状況写真がない。また、警備業者の出勤伝票の添付がない。

(9) 品質証明

○出荷証明書が不足している。

○出荷証明書に日付の記載がない。

○ミルシートの記載内容が不十分である。(例：鉄筋種別ごとの出荷本数の表示がない。)

(10) 技能士・資格者

○技能士の資格証明資料(施工計画書)が提出されていない。または本人確認写真がない。

○資格を有する作業で現場内での本人確認写真がない。

(11) 協議書

○請負契約書第18条(条件変更等)に基づく監督員との協議書が作成されていない。

(12) 工事写真

○着工前の工事写真が不足している。

○工事写真の黒板及び備考欄に撮影日の記載がない。

○工事写真の備考欄の補足説明が不十分である。

○工事写真が鮮明でないため確認がしにくい。

○一工程での撮影方向及び対象部位の大きさなどに一貫性がないため確認しにくい。

○見やすく整理されていない。(工種ごとの整理やインデックス表示等が望ましい。)

2. 各種工事に関すること

(1) 仮設工事

○現場

- ・養生ネット張りに緩みがある。
- ・足場に危険箇所がある。(布板間の隙間が大きい、建設資材の放置等)

○写真

- ・写真による看板設置場所が分かりにくい。(工事表示板、労災保険関係成立票、建設業の許可票、施工体系図等は、敷地の出入口の見やすい場所等に掲示し撮影する。)
- ・外部足場の写真は、施工前、施工状況、施工完了(幅木、朝顔、養生ネットを含む)、撤去状況、撤去完了の状況を撮影する。

○書類

- ・仮設計画書が作成されていない。

(2) 土工事

○書類

- ・建設発生土処分地確認書と受入れ伝票との数量に不整合がある。

(3) 地業工事

○写真

- ・杭工事の状況写真が不足している。(撮影本数は監督員と協議し決定すること。)
- ・締固めにおいて、ランマーや振動コンパクターによる転圧状況写真が不足している。

(4) 鉄筋工事

○写真

- ・各配筋施工後の自主検査、監理者検査の状況写真が不足している。
- ・配筋写真は鉄筋径、本数が確認しやすいように磁石等による色分けを工夫すること。
- ・圧接状況や圧接後の目視確認の状況写真が不足している。
- ・写真備考欄の補足説明が不十分である。(写真の黒板表示だけでは確認しにくい。)

○書類

- ・施工計画書における品質管理計画の記載内容が不十分である。
- ・チェックシート等による品質管理記録がない。

(5) コンクリート工事

○写真

- ・コンクリート打設後の締固め、散水養生等の状況写真がない。
- ・供試体の現場養生の状況写真が不足している。

○書類

- ・コンクリート打設計画書が提出されていない。

(6) 鉄骨工事

○写真

- ・鉄骨製作工場での製品検査状況写真が不足している。
- ・工場での錆止め状況写真が不足している。
- ・ボルト類受入れ時の規格表示の写真が不足している。
- ・仮締め・本締め状況写真が不十分である。

○書類

- ・鉄骨製作工場の製品検査記録が不十分である。
- ・現場搬入計画が不足している。

(7) コンクリートブロック・ALCパネル・押出成形セメント板工事

○写真

- ・ブロック搬入時の規格、種類、厚さの管理写真が不足している。
- ・コンクリートブロック壁の縦筋施工状況の写真が不足している。

(8) 防水工事

○現場

- ・屋上丸環の取付ボルトが躯体に直角でないため、六角ナットの締付不良が見られる。
- ・塗膜防水の塗膜厚さが不足している。
- ・親綱等の安全対策が不十分である。
- ・シーリング不良がある。

○写真

- ・シート防水において、固定金具設置間隔の写真が不足している。
- ・固定金具の引抜き試験の写真が不足している。

(9) 石、タイル工事

○現場

- ・タイルの浮き、目地モルタル充填不足がある。

○写真

- ・下地処理から貼付けまでの状況写真が不足している。

(10) 木工事

○現場

- ・木部の面取りが小さすぎる。
- ・木製額縁の仕上りが平滑不良である。

○写真

- ・木材の含水率の測定状況写真が不足している。

(11) 屋根及びとい工事

○写真

- ・軒樋、豎樋の受金物のピッチ写真が不足している。

(12) 金属工事

○現場

- ・軽鉄天井下地の吊りボルトと壁の距離が規定値以内に施工されていない。
- ・軽鉄壁下地の溶接部の錆止め処理がなされていない。

○写真

- ・軽鉄天井下地の吊りボルトと壁の距離計測写真が不足している。

(13) 左官工事

○現場

- ・仕上塗材の吹きむら、ピンホール、塗厚不足等が見られる。
- ・外壁改修工事におけるひび割れ、爆裂補修部の跡が、仕上塗材の塗装後もはっきり見える。
- ・屋上の防水押えコンクリートの金ごて仕上げで磨き不十分、または表面に粉がふいている。

(14) 建具工事

○現場

- ・内部引き違い戸の施錠がかかりづらい。(調整不足)
- ・戸の開け閉めが重たい。(調整不足)
- ・サッシの外れ止めがない。

○写真

- ・建具の取付アンカーピッチの写真がない。
- ・木製建具の骨組製作完了時の写真がない。
- ・網入りガラスは、小口の錆止め処理状況を撮影する。

(15) 塗装工事

○現場

- ・建具等の上下小口が塗装されていない。
- ・塗装不良(塗残し、塗むら等)がある。
- ・塗装の下地処理が不十分である。

○写真

- ・塗装工程の段階写真が不足している。
- ・空缶の数量確認写真で正確な数量が確認できない。

○書類

- ・施工計画書に各塗料の必用算定数量が記載されていない。

(16) 内装工事

○現場

- ・天井化粧石膏ボードにキズがある。また、取付ビスの不足がある。
- ・床と巾木の取合いに隙間がある。
- ・壁クロスに浮きがある。また、周囲コークボンド処理が不十分である。
- ・コンクリート直貼りのフローリングにおいて、接着不良による浮きがある。

○写真

- ・ボードのビスピッチの写真がない。
- ・ボード二重張りの工程写真（1枚目、2枚目）が不十分である。

(17) 解体工事（一般）

○現場

- ・整地跡にガラス片、コンクリートガラ等が残っている。
- ・整地後の不陸調整状況が不十分である。

○写真

- ・内部の分別解体状況の写真が不足している。
- ・解体中の散水状況写真が不足している。
- ・地中内の全ての基礎、地中梁等の撤去を確認できる状況写真が揃っていない。

(18) 解体工事（アスベスト撤去）

○写真

- ・各種表示看板（喫煙飲食禁止等）の写真が不足している。
- ・石綿作業に必要な資格者の現場での本人確認写真がない。
- ・吹付アスベスト撤去における養生から必要機材等の準備状況写真が不足している。
- ・保護具（防塵マスク、保護衣、保護メガネ等）の材料検収写真が不足している。

○書類

- ・石綿除去作業従事者が特別教育を受講したことを証する書類が不足している。

Ⅲ. 機械設備工事

1. 一般共通事項に関すること

(1) 実施工程表(ネットワーク図)

- 実施工程表に実施工程と計画工程が記載されていない。
- 余裕期間が表示されていない。
- 工期が変更されているにもかかわらず、変更に応じた工程表が作成されていない。

(2) 工事外注計画書・報告書

- 下請け業者の契約書のコピーが添付されていない。
- 下請け契約時に建設業許可有無の確認が行われていない。
- 下請け契約誓約書が契約締結日より前に収受されていない。
- 下請け契約工期が本体工事工期となっている(下請け契約書工期とすること)。

(3) 使用材料等承認申請書・承諾図

- 製作物の製作図において、鋼材の種類・寸法・溶融亜鉛めっき仕様等を記入していない。
- 受水槽等、使用する金属板の材質において、承認図が添付されていない。
- 耐震施工において、アンカー等の耐震計算が確認できない。
- 屋外機基礎アンカー施工報告書が設計仕様と異なっている。

(4) 施工計画書

- 施工計画書に社内体制表を記載しているが、それに準じた検査員体制で検査が実施されていない。
- 安全計画等が現場の状況に則した項目となっていない。
- 防災体制が明確になっていない。
- 品質管理の水圧試験で施工計画書以上の検査を行っているのに、施工計画書を変更していない。

(5) 施工体制台帳・体系図

- 外国人就労者の欄が改訂される前の様式で作成されている、最新版を使用していない。
- 有資格者施工において、資格者証のコピーが添付されていない。
- 下請け技術者の社員証明が添付されていない。

(6) 工事カルテ受領証

- CORINSが規定日の10日以内(土・日・祝日含まず)に登録されていない(500万円以上)。

(7) 保険証(火災保険・損害賠償責任保険)・労災保険納付書

- 工事保険の約款において、火災・傷害保険の加入内容が確認できない。
- 保険が現場着工日より工期末+2週間で加入されていない。

(8) 安全管理記録書

- 酸欠作業が施工計画書に記載された体制で実施されていない。
- 安全協議会報告において、写真だけの報告となっている。
- クレーン作業の安全管理書類に不足がある。
- KY等安全管理の書類が整理されていない。
- 安全パトロールが工事完成まで実施されていない。
- 安全協議会の実施報告書が工事完成まで作成されていない。

(9) 打合せ記録書

- 消火設備の施工について、消防と協議した議事録が作成されていない。
- スラブ型枠のデッキプレート貫通部の施工について、議事録が作成されていない。
- 担当者、施設管理者等との協議議事録が作成されていない。
- 給水管の保温仕様変更の協議議事録が作成されていない。

(10) 工事日報

- 作業者累計が工種毎に集計されていない。
- 日報に毎日現場代理人が把握する内容（当日作業、搬入など）が記載されていない。

(11) 品質管理記録書（水道・排水・ガス・消防・浄化槽・電気・その他）

- 施工計画書に記載された様式のチェックシートが作成されていない。
- 酸欠作業チェックシート等、施工計画で設定した作業確認チェックシートが添付されていない。
- 納入材料の確認表に確認者のチェックが記入されていない。
- 溶融亜鉛めっき処理製作物の工場品質検査報告書等が添付されていない。
- 耐震施工において、設計とは異なる施工となっているのに、機器・配管固定用アンカー等の耐震計算書が提出されておらず、また併せて現場施工の報告書・写真も提出されていない。
- GHP屋外機基礎の樹脂アンカーの引き抜き強度設定計算書が提出されていない。
- ガス気密試験チャート紙の日付が確認できない。
- 冷媒管の気密試験報告書において、試験開始時の写真と気密圧低下の要因を記入していない。
- 集中リモコンの設定表が添付されていない。
- 空調温度測定報告書に運転開始時間等が記入されていない。
- 空調温度報告書にエアコンの運転設定が記入されていない。
- 給水管水圧試験の系統・範囲が明確になっていない。
- 給水管の圧力試験記録のチャート紙とゲージの値に差異について説明がない。
- 切り替えた消火配管の気密試験報告書が添付されていない。
- 消防検査報告書が作成されていない。
- コンクリートの出荷伝票に、現場着時間が記入されていない。

(12) 産業廃棄物処理計画書・報告書・フロン回収報告書

- 産業廃棄物運搬の自社運搬に関して運搬許可証がある場合は、車検証等は必要ない。
- 産業廃棄物処分マニフェスト A 票の管理日付に E 票受領日が記入されていない。
- フロン回収・処分が確認できる規定の書式が添付されていない。
- 産業廃棄物搬出時において、フレコンバッグの中身が確認できる写真が添付されていない。

(13) 建設発生土処分地計画書・処分地確認書

- 久留米市外のプラント施設の搬出について、県の承認施設が確認できる書面が添付されていない。

(14) 工事申請書・検査済証写し（上下水道・電気・浄化槽・消防・ガス・その他）

- 消防設備設置届の副本等消防から返却された図書の扱いに誤りがある。
副本等が施設管理者に渡されていない。完成図書にコピーの添付が無い。

(15) 検査報告書（社内検査・設計事務所検査・市役所下検査）

- 検査での指摘事項是正写真において、補足説明がなく是正内容が分かりにくい。

(16) 工事写真

- 鉄筋の補強筋施工の写真が添付されていない。
- 鉄筋探査確認写真に補足の記載がない。
- ケミカルアンカー施工写真において、差込穴径・深さの計測写真が添付されていない。
- 支柱頭頂部打ち継ぎ前処理状態が確認できない。
- 集中管理リモコン配線施工及び完成写真が添付されていない。
- 鉄筋の補強筋施工の写真が添付されていない。
- 気密試験で保持時間がわかる写真が添付されていない。
- 屋内埋設配管の吊り金物において、スラブ配筋に結束した写真が添付されていない。

2. 各種工事に関すること

(1) 空調換気工事

- エアコン室外機壁掛け架台端部のけが防止処理が行われていない。
- 機械集合ドレン管の流出部床面に侵食保護タイルが設置されていない。
- ドレン管が排水口まで延長されていない。
- 流量計及び現場表示機に名称が表示されていない。
- 弁類の開度表示部に調整位置が表示されていない。
- サイクル扇とリモコンの組み合わせが分かるように表示していない。
- エアコンの取付ボルトにおいて、Wナットが使われていない。
- エアコン壁掛け架台角度調整ボルトに、浮き防止のナットが使われていない。
- 排気ファンの吊下げが1 m以上の箇所において、吊りボルトに振れ止めが行われていない。
- 室外機基礎の不陸調整において、収縮しない材料（モルタル）が使われていない。
- ドレン配管の防虫網がビスで固定されていない。

(2) 給排水工事

- 受水槽の滅菌機の塩素濃度・添加量の調整が明確になっていない。
- 駐車場の浄化槽マンホール蓋が耐荷重 1500 kgになっていない。
- 給水バルブにおいて、上水 or 井水の表示が行われていない。
- 洗面器等の水量調整が行われていない。
- 屋外散水栓を使用に支障がない方向に向けていない。
- 流し台裏の隠ぺい給水管の保温が行われていない。
- 給湯器のアース線において、線のサイズ、接続方法が適正になっていない。
- 路肩のり面上部に盛土がされておらず、雨水が流れ出している。
- 屋上給湯ラインポンプ2台と架台に支持金物が取付けられていない。
- 多目的便所のオストメイトの建具との収まりを調整していない。
- 大便器タンク固定金具の増し締めが行われていない。
- 多目的便所洗面器自動水栓カバーのビス止めが行われていない。
- 給水管の取出しバルブにおいて、給水系統表示が行われていない。
- 洗面器の給水止水栓カバーが固定されていない。

(3) 保温工事

- 外壁貫通部において、コーキング補修がされていない。

(4) 土工事

- 建物導入部の変位対応が行われていない。

(5) プラント工事

- 大口径配管のサポートが不足している。
- 配管の塗装傷部において、タッチアップ補修がされていない。
- 薬液配管に支持金物が十分に設置されていない。
- 配管材の承認図において、フランジ形式、口径が確認できない。
- 配管固定Uボルトにおいて、締め付け不足のものがある。
- 攪拌機の試運転報告書で実負荷試運転ができない場合において、実運転時の予測攪拌流速等が記入されていない。
- 試運転記録において、試運転日時に日付が記入されていない。

(6) 各種工事共通

- 新設機器及び改修した既設制御盤において、設置年月・施工者名が取り付けられていない。
- 屋上防水部の基礎アンカー施工での防水保障を確認していない。
- 人と接触する高さの屋外機器・配管支持金物にボルト保護カバーが取り付けられていない。
- 給湯器取付金物ビスに保護キャップが取り付けられていない。
- P S内配管立ち上がり部の支持が行われていない。
- P S内配管支持金物取付ビスが長すぎる。
- 機器移設の日時・施工者が表示されていない。
- 支持金物のボルト穴に対してボルトが細い場合において、ワッシャーの入れ掛り代を確保する等の対応がされていない。

IV. 電気設備工事

1. 一般共通事項に関すること

(1) 実施工程表(ネットワーク図)

- 実施工程表に実施工程と計画工程が記載されていない。
- 余裕期間が表示されていない。
- 工期が変更されているにもかかわらず、変更に応じた工程表が作成されていない。

(2) 工事外注計画書・報告書

- 下請け業者の契約書のコピーが添付されていない。
- 下請け契約時に建設業許可有無の確認が行われていない。
- 下請け契約誓約書が契約締結日より前に収受されていない。
- 下請け契約工期が本体工事工期となっている(下請け契約書工期とすること)。

(3) 使用材料等承認申請書・承認図

- 製作物の製作図において、鋼材の種類・寸法・溶融亜鉛めっき仕様等を記入していない。
- 機器の仕様において、めっきの仕様や重量などに指定があるが、承認図での確認が取られていない。
- 太陽光発電設備架台の鋼製基礎の承認図を添付していない。
- 耐震施工において、アンカー等の耐震計算が確認できない。
- 変更承認を受けたケーブルの中間接続について、施工承諾図が確認できない。

(4) 施工計画書

- 施工計画書に社内体制表を記載しているが、それに準じた検査員体制で検査が実施されていない。
- 安全計画等が現場の状況に則した項目となっていない。
- 防災体制が明確になっていない。
- トランス入替工事の計画書において、停電計画だけしか記載されていない(搬入計画も必要である)。
- 公道上における盤などの搬入、据付において、実施計画書等が作成されていない。

(5) 施工体制台帳・体系図

- 外国人就労者の欄が改訂される前の様式で作成されている、最新版を使用していない。
- 有資格者施工において、資格者証のコピーが添付されていない。
- 下請け技術者の社員証明が添付されていない。
- 下請け業者の外国人就労者において、在留資格等の書類が添付されていない。
- 施工体制台帳において、二次下請業者が記載されておらず、建設業許可証の写しも添付されていない。

(6) 工事カルテ受領証

○CORINSが規定日の10日以内(土・日・祝日含まず)に登録されていない(500万円以上)。

(7) 保険証(火災保険・損害賠償責任保険)・労災保険納付書

○工事保険の約款において、火災・傷害保険の加入内容が確認できない。
○保険が現場着工日より工期末+2週間で加入されていない。

(8) 安全管理記録書

○酸欠作業が施工計画書に記載された体制で実施されていない。
○安全協議会報告において、写真だけの報告となっている。
○KY等安全管理の書類が整理されていない。
○安全パトロールが工事完成まで実施されていない。
○安全協議会の実施報告書が工事完成の月まで作成されていない。

(9) 打合せ記録書

○消火設備の施工について、消防と協議した議事録が作成されていない。
○消防署指導による自火報感知器の増設についての議事録が添付されていない。
○担当者、施設管理者等との協議議事録が作成されていない。

(10) 工事日報

○作業者累計が工種毎に集計されていない。
○日報に毎日現場代理人が把握する内容(当日作業、搬入など)が記載されていない。

(11) 品質管理記録書(電気・その他)

○施工計画書に記載された様式のチェックシートが作成されていない。
○納入材料の確認表に確認者のチェックが記入されていない。
○溶融亜鉛めっき処理製作物の工場品質検査報告書等が添付されていない。
○耐震施工において、機器・配管固定用アンカー等の耐震計算書が提出されておらず、また併せて現場施工の報告書・写真も提出されていない。
○コンクリートの出荷伝票に、現場着時間が記入されていない。
○測定機器において、その個体が校正されていることが分かる資料が提出されていない。
○絶縁測定記録において、回路電圧に応じた電圧で測定したことが確認できない。
○200V回路の絶縁測定の可否判断基準が、 $0.2M\Omega$ になっていない。
○絶縁測定記録において、測定回路が分かるような回路番号等が記入されていない。
○幹線及び分電盤回路の絶縁測定方法に誤りがある。
○絶縁抵抗計の校正証書と機器写真の製造番号が一致していない。
○接地抵抗測定において、測定時の写真が添付されていない。
○照度測定において、測定場所が分かる図面と、測定照度が読み取れる写真が添付されていない。

(12) 産業廃棄物処理計画書・報告書・フロン回収報告書

- 産業廃棄物処分マニフェスト A 票の管理日付に E 票受領日が記入されていない。
- 産業廃棄物搬出時において、フレコンバッグの中身が確認できる写真が添付されていない。
- 蛍光管において、破損防止対策をして運搬していない。
- 変圧器廃油処分の産廃計画書が添付されていない。

(13) 工事申請書・検査済証写し（電気・消防・その他）

- 消防設備設置届の副本等消防から返却された図書の扱いに誤りがある。

副本等が施設管理者に渡されていない。完成図書にコピーの添付が無い。

(14) 検査報告書（社内検査・設計事務所検査・市役所下検査）

- 検査での指摘事項是正写真において、補足説明がなく是正内容がわかりにくい。

(15) 工事写真

- ケミカルアンカー施工写真において、差込穴径・深さの計測写真が添付されていない。
- 施工状況写真において、打ち込み配管の離隔や接地極の離隔を確認できる写真が添付されていない。
- 地中埋設配管の写真において、掘削幅、土被り、配管の間隔を確認できる写真が添付されていない。
- 施工途中や高所、細部の写真が不足している。
- 配管、電線等の写真において、サイズが確認できない。
- 防火区画貫通部分の写真において、施工者シールの記載内容を確認できるものが添付されていない。
- 仮設物の養生等において、施工状況を確認できない。

2. 各種工事に関すること

(1) 電灯動力設備工事

- 非常用発電機の燃料配管のフランジに開きがあり、十分に締め付けられていない。
- 照明器具が、使用者が触ることで傾いており、堅固に固定されていない。
- 外灯ポールの点検口の蓋パッキンに、水抜き用の切り欠きをしていない。
- パトライトの警報時間の設定をしていない。
- 壁付け扇風機と対応リモコンの組み合わせの表示が無い。
- 分電盤内のインバータ本体に、対応するファンの名称、記号が表示されていない。また、結線図を盤内に収めていない。
- 非常用発電機対応コンセントに非常用対応の表示をしていない。

(2) 情報通信設備工事

- 改造した警報盤内の配線端末処理をしていない。

(3) プラント電気設備工事

- 制御盤内の銘板にNo.1、No.2など対応する機器の表示をしていない。
- 配管の塗装が剥がれている部分において、タッチアップ補修をしていない。
- 配管材の承認図において、フランジ形式、口径が確認できない。
- 配管固定Uボルトの締め付け不足のものがある。

(4) 各種工事共通

- 分電盤内の接地端子台において、EDとE ELBとの区別がわかる表示をしていない。
- 新設機器及び改修した既設制御盤に設置年月・施工者名が表示されていない。
- 盤の改造において、盤内に改造後の図面を収めていない。
- 改造により負荷が変わったものに対して、内部名称札が修正されていない。
- 人が接触する高さの屋外機器・配管支持金物に、ボルト保護カバーが取り付けられていない。
- 盤や腕金など外壁に取り付けたものにおいて、アンカー取り付け状況の写真を添付されていない。
- フレキ管が長く支持が無い箇所において、途中の支持がとられていない。
- 地下水の侵入が著しいハンドホールにおいて、水侵入防止の処理がされていない。
- 支持金物のボルト穴に対してボルトが細い場合において、ワッシャーを入れ、掛り代を確保する等の対応がされていない。